

# 埋め戻し改良土特記仕様書

## 1 適用範囲

この仕様書は新潟市水道局発注の配水管布設工事に埋め戻し材料として使用する改良土について適用する。

## 2 改良土の品質基準

- (1) 改良土とは原則として、水道局が発注する工事において発生した良質土以外の土質改良可能な建設発生土に石灰系改良材を添加して埋め戻し可能土としたものであり、改良土製造プラント（以下「プラント」という。）で製造されたものとする。
- (2) 原料土の受入れと改良土の製造は同一プラントとする。
- (3) 改良土利用計画書を材料承認願いに添付すること。
- (4) 計画書には、「プラントの名称」「プラント施設の概要図」「改良土の種類」「改良土の品質及び試験結果」「掘削土量及び改良土量」等を明記すること。
- (5) 工事着手前の改良土の品質及び試験方法は表－3のとおりとする。なお、各道路管理者により別途基準がある場合はそれに従うこと。

表－3 工事着手前の改良土の品質基準及び試験方法

試験項目	基準値	試験方法	試験頻度
最大粒径	40mm以下	土の粒度試験	1回/週 3個以上
設計CBR	8%以上	CBR試験	
一軸圧縮強度	28日強度（室内） 100～200kPa	一軸圧縮試験	
土質区分判定のための調査試験方法			
コーン指数	締固めた土のコーン指数試験方法		1回/月

※ 土質区分及び適用用途については、国土交通省の「発生土利用基準」に準じる。

- (6) 現場試験は表－4のとおりとし、工事完了後に監督員に提出すること。

表－4 改良土の品質基準及び試験方法（現場試験）

試験項目	基準値	試験方法	試験頻度
一軸圧縮強度	28日強度（現場） 50～100kPa	一軸圧縮試験	100m毎に1箇所 （最低1箇所）
締固度	90%以上	現場密度試験	

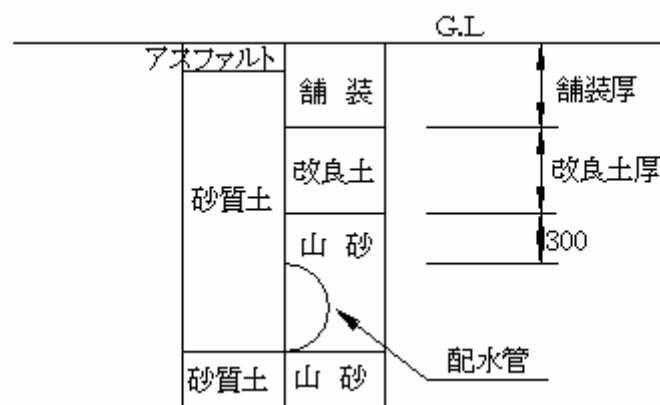
### 3 プラントの設備

- (1) 定置式とし、プラント敷地内に配合等の確認や日常管理が行える試験室があること。
- (2) 原料土に対し、添加剤を定率に供給できる装置と解砕機能を備え、原料土と改良材が均一混合できる装置を備えていること。
- (3) 運搬車両のタイヤ等に付着した土砂等を除去できる設備があること。
- (4) 粉塵、騒音等の公害対策や周辺への安全対策が施され、周辺環境に配慮された施設であること。
- (5) 発注者は改良土の品質について必要と認めるときは、必要な試験及び立入検査などを行うことがある。

### 4 施工管理基準

- (1) 埋め戻しは各層20cm毎に均等に転圧し、締固度90%以上となるよう施工すること。
- (2) 埋め戻し時は必ず排水しドライの状態で行うものとする。
- (3) 土留め材は、埋め戻しがある程度進展し、周辺地盤の崩壊の恐れがないことを確認してから引き抜くものとし、引き抜いた跡には埋め戻し材を突き棒などを用いて十分に充填すること。
- (4) 埋め戻し材の保管については、降雨や降雪、日光による含水比の変化などによる品質低下を防止するため屋根やシート等で覆うこと。また、風などによる飛散防止対策を十分考慮すること。
- (5) 配水管管頂30cmまでは山砂による埋め戻しとする。(図-1)
- (6) 施工範囲の配水管(鋳鉄管)については、ポリエチレンスリーブを巻くこととする。

図-1 改良土使用の埋め戻し標準施工図



### 5 その他

この特記仕様書に記載のない事項又は疑義のある事項については、監督員と協議するものとする。